

統括事業会議 運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、業務執行に関する基本規程（以下「基本規程」という。）第 9 条第 5 項に定める統括事業委員会の運営及び処理業務に関する事項を定める。

(開催)

第 2 条 統括事業会議は、原則として、隔月毎に開催し、開催毎に、次回の開催日を定める。

(役員構成及び出席者並びに事務局)

第 3 条 統括事業会議の出席者は、基本規程第 9 条第 2 項の定めにより会長、副会長、専務理事、事務局長、指導遭対部長、国際部長、自然保護部長および競技部長をもって構成し、必要に応じて各専門部長、専門委員等を参加させることが出来る。

2. 統括事業会議の統括は専務理事とし、議長は総務部長とする。
3. 統括事業会議には副統括を 2 名設け、その 1 名は財務部、またもう 1 名は専門部から、統括事業会議の統括が選任する。
4. 副統括は財務部、専門部の立場から専門部及び財務部を常に評価し、その結果を都岳連の運営に反映させるべく、必要な助言を統括事業会議の統括に行うものとする。
5. 円滑な統括事業会議の運営を図るため若干名の専門委員を置くことが出来る。
6. 統括事業委員会の事務局は、副統括（専門部）とする。

(議案の提出と処理業務)

第 4 条 議案の提出は、開催日の前週までに、あらかじめ定められた方法により、事務局に提出しなければならない。

2. 統括事業会議の検討及び処理業務は次のとおりとする。
 - ① 既存事業の整理、統合、廃止
 - ② 専門部、三役等から上程された新規事業計画の実現性を精査し、事業性があると見込まれる新規事業については、運営委員会、理事会等の承認を得る。
 - ③ 承認された事業計画は、その事業に於ける特性を考慮の上、最もふさわしい専門部に付託する。
 - ④ 専門部の年間事業計画、予算計画策定に参画する。
 - ⑤ 上半期、下半期の運営状況を把握・分析し、改善に必要な対応策を立案・提言する。

- ⑥ 上記、④及び⑤を実現するため、財務部並びに三役と行う。
- ⑦ 活動の状況は、記録（議事録など）を作成し、その都度、運営委員会又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

（議事録）

- 第 5 条 議長は、事務局に議事録を作成させ、記載内容が正確であることを確認して押印しなければならない。
- 2. 事務局は、議事録を保管し、関係者の申し出がある場合閲覧に供しなければならない。
 - 3. 議事録は、「都岳連通信」・「都岳連ホームページ」等に掲載して、会員に知らせなければならない。
 - 4. 議事録の保管期間は、3年間とする。

（改正）

第 6 条 この規則の改正は、統括事業会議の議を経て、専務理事が決する。

付則 この規則は、平成23年6月7日に制定・施行する。

この規則は、平成23年8月2日に改定する。